

# ＊北海道公報

発行 北海道  
(総務部法制文書課)  
電話 011-231-4111  
(内線 22-264)  
FAX 011-232-1385  
印刷 富士プリント(株)

目次 ページ

告 示

○民生委員の定数及び民生委員協議会を組織する区域の一部改正..... (地域福祉課)	25
○土地改良区の定款の変更の認可..... (農業支援課)	26
○土地改良事業計画の変更申請の適否の決定..... (農業支援課)	26
○道営土地改良事業変更計画の決定..... (農業施設管理課)	26
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課)	26
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課)	27
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更..... (治山課)	27
○特定調達契約に係る落札者等の公示..... (建設情報課)	27
○宅地建物取引業者の事務所所在地の確知..... (建築指導課)	28

告 示

北海道告示第42号

昭和28年北海道告示第1799号(民生委員の定数及び民生委員協議会を組織する区域)の一部を次のように改正し、平成18年2月1日から施行する。ただし、別表の2町村の区域の表忠類村の項を削る改正規定、同表幕別町の項の改正規定及び別表付表3の次に一表を加える改正規定は、平成18年2月6日から施行する。

平成18年1月20日

北海道知事 高橋 はるみ

別表の1市の区域の表に次のように加える。

北斗市	人 121	上磯地区民生委員協議会	七重浜1丁目から8丁目、追分1丁目から4丁目、字追分、久根別1丁目から5丁目、東浜1丁目及び2丁目、中央1丁目から3丁目、中野通1丁目から3丁目、字中野通、飯生1丁目から3丁目、常盤1丁目から3丁目、昭和1丁目及
-----	----------	-------------	--

び2丁目、公園通1丁目、字大工川、大工川1丁目及び2丁目、字押上、押上1丁目及び2丁目、字添山、字中野、字野崎、字清川、谷好1丁目から4丁目、字桜岱、字水無、字三好、字義朗、字柳沢、富川1丁目及び2丁目、字館野、字茂辺地、字当別、字三ツ石、字矢不來、字市ノ渡、茂辺地1丁目から5丁目、当別1丁目から4丁目、三ツ石1丁目及び2丁目

大野地区同  
本町、本郷、市渡、村山、中山、稲里、白川、細入、開発、東前、萩野、一本木、千代田、清水川、南大野、向野、文月、村内

別表の2町村の区域の表上磯町の項、大野町の項及び忠類村の項を削り、同表幕別町の項中「53」を「62」に、「幕別町一円」を「付表4のとおり」に改める。

別表付表3の次に次の一表を加える。

付表4

民生委員協議会の名称	民生委員協議会を組織すべき区域
幕別町民生委員協議会	本町1、本町2、本町3、錦町1、錦町2、寿町1、寿町2、寿町3、南町2、南町1、緑町1、宝町、新町、緑町3、緑町2、緑町4、幸町、旭町1、旭町2、旭町3、旭町4、明野南、明野北、新川、軍岡、大豊、南勢、相川、相川東、相川南、相川西、相川北、猿別、西猿別、豊岡2、新和、五位、糠内1、糠内市街、中糠内、西糠内、明倫、中里、美川、駒島、中央町1、豊町、中央町2、中央町3、千住1、千住2、千住東、札内区、青葉町1、青葉町2、春日町、東春日町、あかしや町、あかしや中央、あかしや南2、あかしや南1、泉町、泉町東、若草町1、若草町2、若草町3、桂町1、桂町2、共栄町1、共栄町2、共栄町3、北栄町、桜町北、桜町中央、桜町南、西町1、西町2、新北町東、新北町西、北町、文京町、暁町東、暁町西、暁町北、依田、西和、みずほ町、中稲志別、新生、稲士別、豊岡1、途別、上稲志別、昭和、日新1、日新2、古舞

幕別町忠類民生委員協議会	忠類栄町、忠類幸町、忠類本町、忠類錦町、忠類白銀町、忠類日和、忠類西当、忠類協徳、忠類朝日、忠類公親、忠類共栄、忠類東宝、忠類元忠類、忠類幌内、忠類明和、忠類新生、忠類中当、忠類古里、忠類晩成
--------------	--

北海道告示第43号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、平成18年1月10日、蘭越土地改良区の定款の変更を認可した。

平成18年1月20日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第44号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の土地改良事業の土地改良事業計画の変更の認可の申請を適当と決定した。

その関係書類は、平成18年1月23日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成18年1月20日

北海道知事 高橋 はるみ

事業主体名	事業の種類	縦覧場所
上川土地改良区	維持管理	北海道上川支庁
愛別土地改良区	同	同
比布土地改良区	同	同
旭鷹土地改良区	同	同

北海道告示第45号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、道営土地改良(こがね地区経営体育成基盤整備(区画整理、農業用排水、暗きょ))事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成18年1月24日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取

消しの訴えを提起することができる。

平成18年1月20日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第46号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定による通知があった。

平成18年1月20日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 保安林予定森林の所在場所 苫前郡苫前町・羽幌町・初山別村・天塩郡遠別町(以上3町1村国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 指定の目的 水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

苫前町・羽幌町・初山別村・遠別町(以上3町1村について次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所 留萌市・苫前郡羽幌町・初山別村・天塩郡遠別町(以上1市2町1村国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

留萌市・羽幌町・初山別村・遠別町(以上1市2町1村について次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部  
治山課並びに留萌市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 北海道告示第47号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業  
要件を変更する予定である。

平成18年1月20日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林 名寄市(次の図に示す部分に限る。)  
の所在場所
  - (2) 保安林として指定された目的 干害の防備
  - (3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 主伐は、択伐による。  
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市  
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
  - 2(1) 指定施業要件変更予定保安林 久遠郡せたな町(次の図に示す部分に限る。)  
の所在場所
  - (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
  - (3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 主伐は、択伐による。  
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市  
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁経済部林  
務課並びに名寄市役所及びせたな町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 北海道告示第48号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業  
要件を変更する。

平成18年1月20日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保 様似郡様似町(次の図に示す部分に限る。)  
安林の所在場所
  - (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
  - (3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
様似町(次の図に示す部分に限る。)  
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町  
村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
  - 2(1) 指定施業要件の変更に係る保 野付郡別海町(次の図に示す部分に限る。)  
安林の所在場所
  - (2) 保安林として指定された目的 霧害の防備
  - (3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町  
村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁経済部林  
務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 北海道告示第49号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成18年1月20日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
入札契約総合管理システム端末機器の賃貸借 一式(1月当たりの単価)
- (1) サーバ 23台
- (2) パソコン 57台
- (3) プリンター 28台

- (4) 通信機器 一式
- 2 落札を決定した日  
平成17年12月19日
- 3 落札者の氏名及び住所
  - (1) 氏 名 株式会社HBA
  - (2) 住 所 札幌市中央区北3条西7丁目1番地
- 4 落札金額  
1月当たり 3,255,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告  
平成17年11月8日付け北海道告示第831号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
  - (1) 名 称 北海道建設部建設管理室建設情報課
  - (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

**北海道告示第50号**

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第67条第1項の規定により公告する。

なお、公告の日から30日を経過しても申出がないときは、同項の規定により、宅地建物取引業の免許を取り消すことがある。

平成18年1月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 所 在 地 札幌市中央区南1条西20丁目44番56号
- 2 商号又は名称 株式会社ブレーンビジネスネットワーク
- 3 代表者氏名 代表取締役 渡邊 裕司
- 4 免許証番号 北海道知事石狩(12)第627号